

令和4年 労働災害発生状況（令和5年1月末現在）

（休業4日以上 の 死傷者数）

常総労働基準監督署

業種別

業種	年	4年		3年		同期比	
		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	食料品		50		69		-19
	木材・木製品		4		3		1
	化学工業		7		14		-7
	金属製品		23		24		-1
	一般・電気・輸送用機械	1	17		16	1	1
	その他		84		23		61
	小計	1	185		149	1	36
建設業	土木工事		6		1		5
	建築工事（木造除く）		13		11		2
	木造建築工事		2		7		-5
	その他の工事		2		7		-5
	小計		23		26		-3
陸上貨物運送事業		72		58		14	
畜産業		6		3		3	
小売業		20		26		-6	
社会福祉施設		86		25		61	
飲食店		8		8			
その他		125		56		69	
	計	1	525		351	1	174

今後の労働安全衛生規則の（陸上貨物運送事業関係）改正予定のお知らせ（令和5年3月公布予定）

- ①昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大
 現行、最大積載量5トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されているところ、それらの義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量5トン以上の貨物自動車から、**2トン以上のものに拡大するもの**。
- ②テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化
 荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在するため、その機能や危険性を意識し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、労働安全衛生法第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育が必要な業務として、**テールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うものに限る。）**を規定するもの。



当署の労働災害においてもトラックの荷台による労働災害が多く、発生しております。荷台で作業する際には

- ・事前に準備体操を行うこと
- ・積載量にかかわらずヘルメットを着用すること
- ・あおりがきちんと固定されているかどうか確認すること
- ・荷台に端で作業する際は墜落のおそれがあるため意識して作業すること
- ・運転席に乗るときは両手、足を使って三点支持を行うこと等の対策を講じましょう。

年齢別

年齢	件数	率(%)
～19歳	9	1.7%
20～29歳	95	18.1%
30～39歳	(1) 78	14.9%
40～49歳	134	25.5%
50～59歳	114	21.7%
60歳～	95	18.1%

月別

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
4年	19	108	42	37	29	30	45	61	40	33	35	46	(1) 525

規模別

事故の型別

業種	規模	事故の型別										合計		
		規模 9人	規模 10人	規模 11人	規模 12人	規模 13人	規模 14人	規模 15人	規模 16人	規模 17人	規模 18人		規模 19人	
製造業	食料品	3	7	6	34	4	20	1	12	2		4	7	50
	木材・木製品		1		3				1	2		1		4
	化学工業	1	3	1	2		3		3			1		7
	金属製品	3	14	5	1	2	4		8	3		2	4	23
	一般・電気・輸送用機械	1	2	3	11	1	1	3	(1) 6			4	2	(1) 17
	その他	5	25	6	48	3	3	4	9	1		5	59	84
	小計	13	52	21	99	10	31	8	(1) 39	8	17	72	(1) 185	
建設業	土木工事	3	3			1			2	1			2	6
	建築工事（木造除く）	10	3			6	1		2	2	1		13	
	木造建築工事	2				1	1						2	
	その他の工事		2					1			1		2	
	小計	15	8			8	2		5	3	2	3	23	
陸上貨物運送事業	12	40	15	5	14	11	5	6		2	11	23	72	
畜産業		1	5		1	2	1	1				1	6	
小売業	5	6	3	6		6		2	3	2	2	5	20	
社会福祉施設	1	43	35	7	2	5	2		1	1	6	69	86	
飲食店	2	5	1			3					2	3	8	
その他	12	27	8	78	8	14	3	1	1	1	16	81	125	
	計	60	182	88	195	43	74	19	(1) 54	16	54	257	(1) 525	

※ 数値は、労働者死傷病報告より集計したものであり、()内は死亡者で内数です。
 ※ 陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」、「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいいます。